

証券コード 5138  
2023年6月12日  
(電子提供措置の開始日 2023年6月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前四丁目26番18号

**株式会社 R e b a s e**

代表取締役CEO 佐藤 海

## 第9期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第9期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第9期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.rebase.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の東京証券取引所の下記ウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、「銘柄（会社名）」に「Rebase」または「コード」に当社証券コード「5138」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月26日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午後2時（受付開始 午後1時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号 東郷記念館 玉響
3. 目的事項  
報告事項 第9期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件  
決議事項  
議 案 取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 議案 取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

#### I 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の業績および企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

本議案においてご承認をお願いするストック・オプションは、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として割り当てられるストック・オプションであり、当社における取締役の業務執行の状況、貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

#### II 議案の内容（本制度における報酬等の額および内容）

##### (1) スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2022年6月29日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とすることを承認いただき、今日に至っております。

本議案に基づき、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、税制適格ストック・オプションとしての新株予約権を年額80百万円以内の範囲で発行することとさせていただきますたく存じます。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましても、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は5名（うち、社外取締役1名）であります。

##### (2) 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

###### ①新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は400個とする。

②新株予約権の目的である株式の種類および数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は40,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

③新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）とする。なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

割当日から割当日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- c. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
- d. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑧新株予約権の取得の条件

- a. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がな

された場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- b. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記⑦に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑨その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

# 事業報告

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）におけるわが国の経済は、ロシア・ウクライナ情勢の影響によるエネルギー・原材料価格の上昇を始めとした多品目に及ぶ物価高騰で下押し圧力がみられたものの、新型コロナウイルス感染症の行動制限が徐々に緩和され、社会生活が平常化したことから個人消費を中心として緩やかな回復基調で推移しました。また、世界経済につきましては、経済活動は回復傾向が続きましたが、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う原油価格の高騰、世界的な物価上昇により先行き不透明な状況が続いております。さらに、米国の利上げにより、債券価格が下がり破綻する銀行・破綻懸念先の銀行が現れ、金融資本市場や景気の先行きはさらに不透明なものとなっております。

このような環境の中、当社のマッチングプラットフォーム事業である「インスタベース」に関連するシェアリングエコノミー市場におけるスペースシェア領域の市場規模は、2021年度3,564億円から2022年度3,797億円へ成長し、今後も継続的に成長する予測となっております。（※）

当事業年度においては、テレワークやリモートワークのみならず行動制限の緩和に伴い、大人数利用の各種イベント、パーティーの需要増等、多様且つ多岐にわたり、空きスペースを利活用する需要が見られました。

このような状況下において、「インスタベース」では、WEBマーケティングの有効活用による継続的なユーザー獲得の強化を図るとともに、大手企業とのサービス連携や決済手段の拡充、トップページのリニューアル、利用者向けキャンペーン企画やインフルエンサーマーケティングの展開、各種IoTサービスとの連携など、利用者ニーズの変化に対応したスペースの獲得、利便性向上および認知促進、掲載者の安全かつ効率的な運営管理の実現、UI/UXの改善などを行なってきました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,160,574千円（前期比30.4%増）、営業利益は255,344千円（前期比20.7%増）、経常利益は248,580千円（前期比17.7%増）、当期純利益は158,491千円（前期比13.4%増）となりました。

※一般社団法人シェアリングエコノミー協会および株式会社情報通信総合研究所の共同調査：2022年1月「シェアリングエコノミー関連調査2021年度調査結果」、2023年1月「シェアリングエコノミー関連調査2022年度調査結果」

## (2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、35,263千円であります。その主なものは、本社移転に伴う有形固定資産の取得等に3,294千円、システム開発に伴うソフトウェア取得等による29,832千円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度中において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場上場に伴う200,000株の新株式発行により、169,280千円の資金を調達いたしました。

## (4) 対処すべき課題

### ① 優秀な人材の発掘および育成

今後の持続的な事業成長を目指す上で、開発部門・営業部門・管理部門それぞれの職種における優秀な人材を十分に確保し、その人材を育成するとともに、効果的かつ効率的な人員配置と体制整備をしていくことが重要であると捉えております。特に顧客・利用者の顕在化したニーズに合わせながらも、潜在的なニーズに対して先行してサービスを提供していけるよう企画・開発していくことが重要と考えており、顧客ニーズを適切に把握できる人員の強化・育成が必要であります。当社のビジョン・ミッション・バリューや事業内容に共感し、意欲の高い優秀な人材を採用していくために採用活動を積極的に進めるとともに、一人ひとりの強みを活かしてモチベーション高く働ける環境や仕組みの構築に取り組んでまいります。

### ② 技術力および開発力の強化

当社の提供するサービスはインターネット関連事業を主たる事業としているため、顧客ニーズに即して迅速なサービス・機能提供や改善、大量のトラフィックにも耐えられるシステム設計、環境変化に対応した新規サービス開発などを必要としており、そのためにも技術力および開発力の強化が重要と考えております。また、急速な技術革新も進んでおり、常に新しい技術・ノウハウを収集し活用していけるように、技術力および開発力の強化を目的とした教育・研修の充実を図るとともに、優秀なエンジニアの採用も積極的におこない、また開発に必要な環境への投資も含め、迅速かつ適切なサービス開発が行える体制や仕組みの構築に取り組んでまいります。



③ 情報セキュリティの強化

当社の提供するサービスにおいて多くの個人情報を取得しており、これらの情報を保護・管理するために、情報管理体制の継続的な強化と情報セキュリティシステムの構築等をおこなっていくことが重要であると考えております。当社では個人情報保護方針を策定し、社内規程に基づきサービスを運営しており、また2021年12月にプライバシーマークを取得し、適切な個人情報の取扱いをおこなえる情報管理体制を整備しております。さらに外部のセキュリティ診断なども実施することで、システムとしての安全性と堅牢性の向上を図っております。これらの取り組みにより、情報管理体制を強化するとともに、従業員への継続的な情報セキュリティ教育を実施することで、情報セキュリティ体制を強化してまいります。

④ システムの安定性の確保

当社では、サービス・機能リリースにあたり動作チェック等の事前テストや過負荷や不正アクセスのログ監視、システム障害等に関する社内アラート通知などにて安定したシステム稼働をおこなえる体制を整えております。しかしながら当社の予測不可能なコンピュータウイルスの感染や不正アクセス、急激なアクセス増加など様々な要因においてサービスの停止や不具合が生じる可能性があります。不測の事態も想定して未然に防ぐ対策策として、安定的に稼働できるようにシステムに冗長性を持たせ、稼働環境の見直しを継続的に行っております。また、セキュリティ対策の強化とともに、定期的なサイト脆弱性の診断等、外部の専門家による検証も実施しております。

⑤ 認知度の向上

当社では、これまでテレビや新聞、交通広告等の大規模なマスメディア向け広告への出稿を実施しておらず、主にWEBマーケティングの有効活用により、各サービスのユーザー獲得を図ってまいりました。そのため、各サービスの認知度は、同業他社と比較して高くありません。各サービスの更なる事業拡大を目指すためにも、当社ブランドのより一層の認知度向上とブランド力強化が重要であると認識しております。今後は積極的にPR活動にも投資し、当社ブランドの認知度の向上を図ることで、中長期的・継続的にユーザー基盤の拡大に努めてまいります。



## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第6期 (2020年3月期)	第7期 (2021年3月期)	第8期 (2022年3月期)	(当期)第9期 (2023年3月期)
売上高	368,030千円	475,929千円	890,244千円	1,160,574千円
経常利益	80,015千円	113,851千円	211,177千円	248,580千円
当期純利益	15,937千円	90,404千円	139,745千円	158,491千円
1株当たり当期純利益	3.98円	22.60円	34.94円	36.75円
総資産	438,831千円	524,149千円	796,282千円	1,079,882千円
純資産	182,928千円	273,333千円	413,079千円	740,851千円
1株当たり純資産額	8.23円	30.83円	65.77円	161.05円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。  
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。  
3. 当社は2022年8月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社代表取締役CEOである佐藤海は、当社の親会社等に該当しております。当社は、銀行借入および本社事務所等の賃貸借契約に対する債務保証を受けておりましたが、当事業年度末においてはすべて解消されております。

### ② 親会社等との間の取引に関する事項

#### a. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引につきましては、当該取引の必要性に留意したうえで合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

#### b. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

債務の被保証につきましては保証料の支払いはなく、また、その意思決定におけるプロセス等につきましても、社外役員の経営監視・監督のもと、取引の公正性を確保することで少数株主に不利益を与えないものと判断いたしました。

#### c. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

### ③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
マッチングプラットフォーム事業	レンタルスペースの予約マッチングプラットフォーム「インスタベース」の運営

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都渋谷区神宮前四丁目26番18号

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
30名	3名増

(注) 上記表中には、契約社員やアルバイト等の臨時雇用者6名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式の総数 17,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,600,000株
- (3) 株主数 1,392名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社elpido	1,540,000株	33.47%
佐藤 海	815,500	17.72
株式会社El Monte Garage	396,000	8.60
高島 裕二	359,500	7.81
株式会社SBI証券	144,400	3.13
SBIベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合	133,000	2.89
赤木 賢敏	100,000	2.17
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	83,315	1.81
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	79,585	1.73
日本証券金融株式会社	66,300	1.44

(注) 持株比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。  
当社は、自己株式を保有しておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2022年8月22日開催の取締役会決議に基づき、2022年8月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。
- ② 2022年12月16日の東京証券取引所グロース市場への株式上場に伴い、公募増資による新株式発行により、発行済株式の総数が200,000株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

- ・新株予約権の数  
17,380個
- ・目的となる株式の種類および数  
普通株式173,800株（新株予約権1個につき10株）
- ・当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第3回（150円）	2023年3月31日～ 2031年3月30日	15,840個	2名
	第4回（150円）	2023年10月20日～ 2031年10月19日	1,320個	2名
	第5回（280円）	2024年6月30日～ 2032年6月29日	220個	2名

- (注) 1. その他の詳細な条件については、株主総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
2. 2022年8月31日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「目的となる株式の数」および「行使価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

- ・発行した新株予約権の数  
1,980個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数  
普通株式19,800株（新株予約権1個につき10株）
- ・交付対象者数  
当社使用人16名
- ・新株予約権の発行価額  
無償
- ・新株予約権の行使価額  
280円
- ・新株予約権の行使期間  
2024年6月30日～2032年6月29日

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
佐藤 海	代表取締役	CEO、経営全般
高畠 裕二	取締役	CTO、技術・開発担当
石田 貴心 アレキサンダー	取締役	COO、ビジネスおよびマーケティング担当
大辻 琢磨	取締役	コーポレート担当
平垣内 久隆	取締役	公益財団法人日本海事センター 理事長
渡辺 永二	常勤監査役	—
岩館 徹	監査役	株式会社KENKEY 代表取締役社長 株式会社ファブリカコミュニケーションズ 取締役 LINE証券株式会社 取締役
小山 嘉信	監査役	長島・大野・常松法律事務所 パートナー 国立大学法人東京大学法学部 非常勤講師

- (注) 1. 取締役 平垣内久隆氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 渡辺永二氏、岩館徹氏および小山嘉信氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 平垣内久隆氏、監査役 渡辺永二氏、岩館徹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 渡辺永二氏は、上場会社における取締役経験において経営企画、財務、経理等のマネジメントに長らく携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 岩館徹氏は、他社において代表取締役社長として会社経営の実績があり、会社経営に関する豊富な経験と財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 小山嘉信氏は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除

く。) または監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。これは、取締役および監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

#### ① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### (a) 報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会決議において、代表取締役CEO佐藤海に対し各取締役の報酬額の配分について決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責、業務執行状況に応じて評価を行うには代表取締役CEOが最適であると判断したためであります。個別の役員報酬の算定方法については、職責、業務執行状況に応じて定め、当社の業績、他社水準、社会情勢等を勘案し、報酬額を決定しております。

また、監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を監査役の協議により決定しております。

##### (b) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する役職ごとの方針

個別の取締役報酬については、役位に基づく固定基準額を定め、当該事業年度の売上高および経常利益の予算の達成度合いに応じて翌年度の固定報酬額の基礎となる金額を算出した上で、各役員の実任範囲の大きさ、業績および貢献度などを総合的に勘案し、取締役会決議において、代表取締役CEO佐藤海に対し各取締役の報酬額の配分について決定を

委任しております。

個別の監査役報酬については、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を監査役の協議により決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)と決議しております。

また、監査役の報酬限度額は、2021年6月24日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議しております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役は5名、監査役は3名であります。

③ 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬の額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会決議において、代表取締役CEO佐藤海に対し各取締役の報酬額の配分について決定を委任しております。また、監査役については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	53,760 (2,700)	53,760 (2,700)	—	—	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	—	—	3 (3)
合計 (うち社外役員)	66,960 (15,900)	66,960 (15,900)	—	—	8 (4)

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はございません。

⑥ 非金銭報酬等の内容に関する事項

該当事項はございません。



(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平垣内久隆氏は、公益財団法人日本海事センターの理事長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役岩館徹氏は、株式会社KENKEY代表取締役社長、株式会社ファブリカコミュニケーションズ取締役およびLINE証券株式会社取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小山嘉信氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士および国立大学法人東京大学法学部の非常勤講師であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	平垣内久隆	2022年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに出席いたしました。主に豊富な経歴と幅広い知見、また当社事業に関連する専門的な知識に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	渡辺永二	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、また、監査役協議会4回および監査役会11回すべてに出席いたしました。主に会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適切な助言、提言等の意見表明を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行っております。
監査役	岩館徹	当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席し、また、監査役協議会4回および監査役会11回すべてに出席いたしました。主に会社役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適切な助言、提言等の意見表明を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な発言を行っております。
監査役	小山嘉信	2022年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査役会11回のすべてに出席いたしました。取締役会および監査役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、弁護士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、適切な発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

PwC 京都監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	16,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	3,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、PwC 京都監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務および当社サービスの脆弱性診断に基づく内部管理体制の整備、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (a) 役員および従業員の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するため「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス行動規範」を制定し、役員および従業員は遵守に努めます。
- (b) 「取締役会規程」など会社実務を明確化するために社内諸規程や社内マニュアル等を整備し、役員および従業員が具体的に判断および行動するための規範を確保します。
- (c) 代表取締役CEOを委員長とし、部門を統括する取締役およびグループマネージャーを構成員としたリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。当社の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するため、適宜、役員および従業員の教育研修にも努めます。
- (d) 役員および従業員の職務執行の適正性を確保するために、内部監査担当者を選任し、「内部監査規程」に基づく監査を実施します。また、内部監査担当者は会計監査人および監査役会と連携し、効率的な監査と牽制機能を維持できるよう努めます。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱い、取締役会規程、職務権限規程、稟議規程などの社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理します。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役CEOを委員長とし、取締役会の承認を得てリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。また「内部通報規程」および「リスク管理規程」ならびに「コンプライアンス規程」を制定しており、可能な限りリスクを未然に防ぎ、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催し、適切な職務執行が行える体制を確保します。

(b) 取締役会とは別に経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針および計画に基づき、取締役の指示、意思決定を経営会議に伝達します。また、取締役会の決定に基づく日常の職務執行において効率的に行うため「業務分掌規程」や「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、それぞれの職責に応じた責任者が意思決定のルールに従って業務を分担する仕組みを確保します。

⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制

取締役会は当社の経営計画を決議し、コーポレートグループはその進捗状況を毎月取締役会に報告します。内部監査担当者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役CEOに報告します。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保します。

(b) 当該従業員が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該従業員の人事評価については、当初の人事考課制度による評価対象外とします。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(a) 監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。

(b) 取締役および使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。

(c) 取締役および使用人は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役CEOおよび内部監査担当者は、監査役と定期的に意見交換を行います。

(b) 監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議体への出席により、経営における重要な情報を入手できる体制を維持します。

(c) 監査役は定期的に会計監査人および内部監査担当者から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めるよう努めます。

(d) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の

意見を聴取します。

⑨ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

当社では「コンプライアンス行動規範」や「反社会的勢力対応規程」および付随する各種マニュアルに明文の根拠を設け、代表取締役CEO以下役員および従業員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む姿勢を維持することに努めます。そのためには反社会的勢力との取引関係を含めて一切の関係を持たず、また反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶します。当社の対応部署をコーポレートグループとし、事案により関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応する体制を構築します。また、反社会的勢力からの不当要求に組織的対応ができる体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、コンプライアンスを遵守した経営の推進を目的として、関連規程類を見直すとともに、定期的なコンプライアンス研修を実施しております。

取締役会は当社の経営計画を決議し、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況を監督しております。また、コーポレートグループは経営計画に対する進捗状況を毎月取締役会に報告しております。

監査役会は、常勤の監査役を選任し、内部監査担当者との緊密な連携、経営会議等の社内の重要な会議体への出席等を通じた適時的確な情報の把握、他の監査役や社外取締役との情報共有を図っております。また、監査役は会計監査人の監査計画について事前に報告を受けるとともに、会計監査人との間で定期的な情報交換・意見交換を実施しております。

内部監査担当者は、事前に内部監査計画を策定して代表取締役CEOの承認を得た上で、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役CEOおよび監査役に報告しております。

「コンプライアンス規程」および「リスク管理規程」に基づき実施しているリスク・コンプライアンス委員会は年に2回開催し、事業や各部門におけるリスク等を共有するとともに、具体的な対応策を検討・議論し、各部門にて対応しております。

経営会議は毎週定期的に開催し、経営計画に対する業績の進捗状況、当社に関する個別の重要事項などの審議・共有を行っております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>920,279</b>	<b>流動負債</b>	<b>339,031</b>
現金及び預金	792,629	未払金	66,349
売掛金	91,951	未払費用	6,255
貯蔵品	26	未払法人税等	58,951
前払費用	33,095	未払消費税等	26,938
その他	2,576	預り金	138,275
<b>固定資産</b>	<b>159,602</b>	前受金	14,853
有形固定資産	51,316	前受収益	58
建物	41,195	契約負債	5,570
工具器具備品	10,120	その他	21,777
無形固定資産	50,097	<b>負債合計</b>	<b>339,031</b>
商標権	900	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	47,911	<b>株主資本</b>	<b>740,851</b>
ソフトウェア仮勘定	1,286	資本金	167,390
投資その他の資産	58,188	資本剰余金	167,140
長期前払費用	589	資本準備金	167,140
繰延税金資産	12,787	利益剰余金	406,321
敷金差入保証金	44,812	その他利益剰余金	406,321
		繰越利益剰余金	406,321
		<b>純資産合計</b>	<b>740,851</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,079,882</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,079,882</b>

# 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,160,574
売 上 原 価		24,776
売 上 総 利 益		1,135,798
販 売 費 お よ び 一 般 管 理 費		880,453
営 業 利 益		255,344
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5	
返 金 辞 退 額	2	
そ の 他	1	9
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	49	
上 場 関 連 費 用	6,704	6,773
経 常 利 益		248,580
税 引 前 当 期 純 利 益		248,580
法 人 税、住 民 税 お よ び 事 業 税	86,971	
法 人 税 等 調 整 額	3,116	90,088
当 期 純 利 益		158,491



## 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
2022年4月1日残高	82,750	82,500	82,500
事業年度中の変動額			
新株の発行	84,640	84,640	84,640
当期純利益			
事業年度中の変動額合計	84,640	84,640	84,640
2023年3月31日残高	167,390	167,140	167,140

	株 主 資 本			純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
2022年4月1日残高	247,829	247,829	413,079	413,079
事業年度中の変動額				
新株の発行			169,280	169,280
当期純利益	158,491	158,491	158,491	158,491
事業年度中の変動額合計	158,491	158,491	327,771	327,771
2023年3月31日残高	406,321	406,321	740,851	740,851

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

##### 棚卸資産の評価基準および評価方法

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

以下の有形固定資産については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

以下の有形固定資産については、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具器具備品 3～15年

##### 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 収益および費用の計上基準

##### マッチングプラットフォーム事業

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

収益を認識するにあたっては、当社が主要な事業としているマッチングプラットフォーム事業のサービス提供について、スペース利用者とスペース掲載者との間でスペース利用契約が成立し、スペース利用者がスペースを利用した時点を以てスペース掲載者に対する履行義務を充足すると判断し、収益を認識しています。

また、当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高を基に将来の失効見込み等を考慮した金額を契約負債として計上しております。

マッチングプラットフォーム事業のサービス提供に関する取引の対価は、サービスの提供後、概ね2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素はありません。

## 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類等に与える影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 固定資産の減損損失

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	51,316千円
無形固定資産	50,097千円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、固定資産の減損の兆候がある資産または資産グループにつき、将来の収益性が著しく低下した場合には固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

将来の収益性は取締役会で承認された事業計画を基礎として判断しておりますが、当該事業計画は、将来の予約件数や予約単価等に一定の仮定を用いて策定しております。これらの仮定と実績が異なる場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	12,787千円
--------	----------

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があるると判断した将来減算一時差異については、繰延税金資産を計上することとしております。

将来の課税所得は取締役会で承認された事業計画を基礎として判断しておりますが、当該事業計画は、将来の予約件数や予約単価等に一定の仮定を用いて策定しております。これらの仮定と実績が異なる場合には、翌事業年度以降の当社の財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	17,881千円
--------	----------

2. 当座貸越契約およびコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約および取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額およびコミットメントの総額	170,000千円
借入実行残高	—
差引額	170,000千円

### 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

### 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式	4,600,000株
------	------------

2. 当事業年度末における自己株式の種類および株式数

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式	327,800株
------	----------

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

減価償却超過額	4,547千円
一括償却資産償却超過額	1,118千円
未払費用	6,669千円
未払事業税	1,875千円
繰延税金資産小計	14,210千円
評価性引当額	△1,423千円
繰延税金資産合計	12,787千円

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達について、主に自己資金を充当する方針であります。余剰資金については預金等の安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては期日管理および残高管理を行うなどリスクの低減に努めております。

敷金差入保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約によるものであります。その差入先に対する信用リスクについては、賃貸借契約締結前に信用状況を調査・把握する体制としております。

営業債務である未払金および預り金は、そのほとんどが1～3ヶ月以内の支払期限となっております。営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、コーポレートグループが資金繰表を作成・更新する等の方法により予実把握し、流動性リスクを管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 売掛金	91,951	91,951	－
(2) 敷金差入保証金 (※2)	44,812	44,667	△145
資 産 計	136,763	136,618	△145
(1) 未払金	66,349	66,349	－
(2) 未払法人税等	58,951	58,951	－
(3) 未払消費税等	26,938	26,938	－
(4) 預り金	138,275	138,275	－
負 債 計	290,515	290,515	－

(※1) 「現金および預金」については、現金であること、および預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「貸借対照表計上額」および「時価」については、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区 分	1年以内	1年超5年以内
現金および預金	792,629	－
売掛金	91,951	－
敷金差入保証金	－	44,812
合 計	884,581	44,812

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。



(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
売掛金	－	91,951	－	91,951
敷金差入保証金	－	44,667	－	44,667
資 産 計	－	136,618	－	136,618
未払金	－	66,349	－	66,349
未払法人税等	－	58,951	－	58,951
未払消費税等	－	26,938	－	26,938
預り金	－	138,275	－	138,275
負 債 計	－	290,515	－	290,515

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

敷金差入保証金

賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

### 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称 または氏名	所在地	資本金 または 出資金 (千円)	事業の 内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤 海	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 直接 17.72 間接 33.47	債務被保証	当社銀行借入に 対する債務被保 証 (注2)	80,841	—	—
							当社賃貸借契約 に対する債務被 保証 (注3)	8,704	—	—

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 当社は、銀行借入に対して代表取締役佐藤海より債務保証を受けておりましたが、当事業年度末においては解消されております。銀行借入の取引金額は、債務保証解消時点の借入残高を記載しております。なお、当社は保証料を支払っておりません。
3. 当社は、本社事務所等の賃貸借契約に対して代表取締役佐藤海より債務保証を受けております。取引金額には、被保証債務の当事業年度における地代家賃の支払額を記載しております。なお、これに係る保証料の支払いは行っておりません。また、当該債務被保証については、2022年10月1日に全て解消しております。

### 一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	161.05円
1株当たり当期純利益	36.75円

- (注) 当社は2022年8月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 3.収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

株式会社Rebase  
取締役会 御中

PwC京都監査監査法人  
東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	齋 藤	勝 彦
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	有 岡	照 晃
業 務 執 行 社 員			

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Rebaseの2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画、監査の方法、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席（オンライン形式を含む）し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

株式会社 R e b a s e 監査役会

常勤監査役 渡 辺 永 二 ㊟

社外監査役 岩 館 徹 ㊟

社外監査役 小 山 嘉 信 ㊟



## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区神宮前一丁目5番3号  
東郷記念館 1階 「玉響」

交 通 JR「原宿駅」 竹下口 徒歩3分  
東京メトロ「明治神宮前駅」 5番出口 徒歩3分

※ご案内図の●印の場所に東郷記念館の案内板がございます。



※駐車場の用意はございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。